

早稲田大学哲学会規則

- 一 本会は早稲田大学哲学会と称する。
- 二 本会は哲学の研究と発展に努め、あわせて会員相互の研究上の連絡および親睦を図ることを目的とする。
- 三 本会は次の事業を行う。
 - (1) 年一回の大会の開催
 - (2) 会誌『フィロソフィア』の刊行
 - (3) 研究会、講演会等の開催
 - (4) 内外の関連学会との連絡
 - (5) その他必要な事業
- 四 本会は哲学の研究者および哲学に関心を持つ者で、本会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きを経た者をもって会員とする。
 - (1) 会員は次の五種とする。
 - (1) 教員会員…早稲田大学文学学術院を本属とし、文学部哲学コースあるいは文学研究科哲学コースで教育研究に参画している専任教員。文学学術院を本属としない同様の専任教員については、本人の意思にもとづいて教員会員とする。
 - (2) 院生会員…文学研究科哲学コースに在籍する学生
 - (3) 学生会員…文学部哲学コースに在籍する学生
 - (4) 一般会員…上記(1)(2)(3)の各項以外で、本会の趣旨に賛同する者
 - (5) 賛助会員…寄付その他により本会に特別の寄与をした者
- 五 会員の入会手続き、および会員種別による年会費については、別に定める。
- 六 本会は会誌『フィロソフィア』の配布を受ける。
 - (1) 会長 一名
 - (2) 常任運営委員 若干名
 - (3) 選任運営委員 若干名
 - (4) 編集委員 三名以上
 - (5) 会計監査 一名
 - (6) 幹事 若干名
- 七 役員は会誌『フィロソフィア』の配布を受ける。
 - (1) 常任運営委員は教員会員が担当する。
 - (2) 会長は常任運営委員の間の互選によって選出し、総会の承認を得る。一期二年とし、連続二期を限度とする。
 - (3) 選任運営委員は常任運営委員会が会員から選出し、総会で承認を得る。一期二年とし、連続二期を限度とする。
 - (4) 編集委員は運営委員会が会員から選出し、総会の承認を得る。一期二年とし、連続二期を限度とする。
 - (5) 会計監査は総会で選出する。一期二年とし、連続二期を限度とする。常任運営委員あるいは選任運営委員が会計監査に選出された場合、その任期中は常任運営委員・選任運営委員の担当を外れるものとする。
 - (6) 幹事は常任運営委員会が会員の中から委嘱する。
- 八 幹事は常任運営委員会が会員のなかから委嘱する。
 - (1) 会長は本会を代表し、常任運営委員会・運営委員会を主宰する。
 - (2) 常任運営委員は運営委員会の常務を掌握する。
 - (3) 運営委員は常任運営委員と選任運営委員とからなり、運営委員会を構成し、本会の運営について審議・決定するとともに、会務を執行する。ただし、重要案件については総会の承認を要する。
 - (4) 編集委員は年一回発行の会誌の編集・発行に当たる。編集委員会については、別途その規程を定める。
 - (5) 会計監査は年一回会計を監査し、総会で報告する。
 - (6) 幹事は、運営委員会の下で会務を処理する。
- 九 幹事は、運営委員会を開く。なお、必要があれば、運営委員会の決定により臨時の総会を開くことができる。総会は会長の招集によって開かれる。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算および決算に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 十 本会の事務局は、早稲田大学文学学術院哲学コース室に置く。本会則の改正は総会の決議による。
 - (1) 二〇一一年七月九日制定
 - (2) 二〇二二年七月十日一部改正